

# 地域の権利擁護支援体制の構築に向けた 市民人材の活躍応援に関する調査

## 1. 趣旨


- 令和6年度より、国の地域共生社会の在り方検討会議、成年後見制度利用促進専門家会議において、総合的な権利擁護支援策の充実など、持続可能な権利擁護支援のあり方に関する検討が行われています。これと並行して、法制審議会民法(成年後見等関係)部会において、法定後見制度の開始や終了に関して想定される検討など、成年後見制度等の各種見直しも進められています。
- 市民人材の活躍の仕組みの1つとして、介護保険制度施行(2000年4月)とともに始まった介護サービス相談員派遣等事業があります。また2010年代からは、市民後見関連事業の推進により、市民参画による権利擁護支援の活動のあり方が多様化してきています。
- 多様化の一方で、人口減少や定年延長などの要因により、地域の市民人材の枯渇化が懸念されています。今後さらに、地域の権利擁護に関わる市民人材を一体的に捉え、その活動を育成・支援していく必要があります。
- 本調査は、介護サービス相談員派遣等事業を行う市町村と市民後見人養成等を行う市町村の双方から調査を行い、市民人材の一体的な育成・支援に関する見識を伺うとともに、持続可能な権利擁護支援のあり方を見直すための基礎資料を得ることを目的として行うものです。

## 2. 概要


調査対象	全国
調査対象者	①介護サービス相談員派遣等事業を行う市町村(の事務局担当者) 及び 介護サービス相談員 ②市民後見人養成等を行う市町村(の事務局担当者) <sup>※</sup> <small>※「令和5年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」において、「令和5年度に市民後見人の養成等を実施している(予定含む)」と回答した自治体に送付しています。</small>
調査期間	①介護サービス相談員派遣等事業を行う市町村調査：11月29日(金) 17時まで 介護サービス相談員調査：12月6日(金) 17時まで ②市民後見人養成等を行う市町村調査：11月29日(金) 17時まで

## 3. おおまかな調査事項


### ◆介護サービス相談員派遣等事業を行う市町村調査

- |   |   |
|---|---|
| (1)障害部局等との相談員人材の一体的運用についてどう思うか<br>(2)権利擁護部局、中核機関との連携について<br>(3)介護サービス相談員が、相談員としての活動以外に地域のどのような活動に関わっているか<br>(4)派遣等事業を行っていて良かったと思う事例・エピソード |  |
|---|---|

### ◆介護サービス相談員調査

- |   |   |
|---|---|
| (1)障害者など(高齢者以外の)の相談活動についての関心・意欲<br>(2)介護サービス相談員をしていて良かったと思う事例・エピソード<br>(3)相談員以外の地域での活動の参加状況 |  |
|---|---|

### ◆市民後見人養成等を行う市町村調査

- |   |   |
|---|---|
| (1)介護サービス相談員派遣等事業に対する認識<br>(2)同事業との連携について<br>(3)市民後見人の養成を行っていて良かったと思う事例・エピソード |  |
|---|---|

### 【問い合わせ】

特定非営利活動法人 地域共生政策自治体連携機構 (担当:北村)  
〒162-0083 東京都新宿区市谷田町 2-7-15 市ヶ谷クロスプレイス 4 階  
E-Mail:sodanin@net.email.ne.jp / FAX:03-3266-0223 / TEL:03-3266-9340

## 【 参 考 】

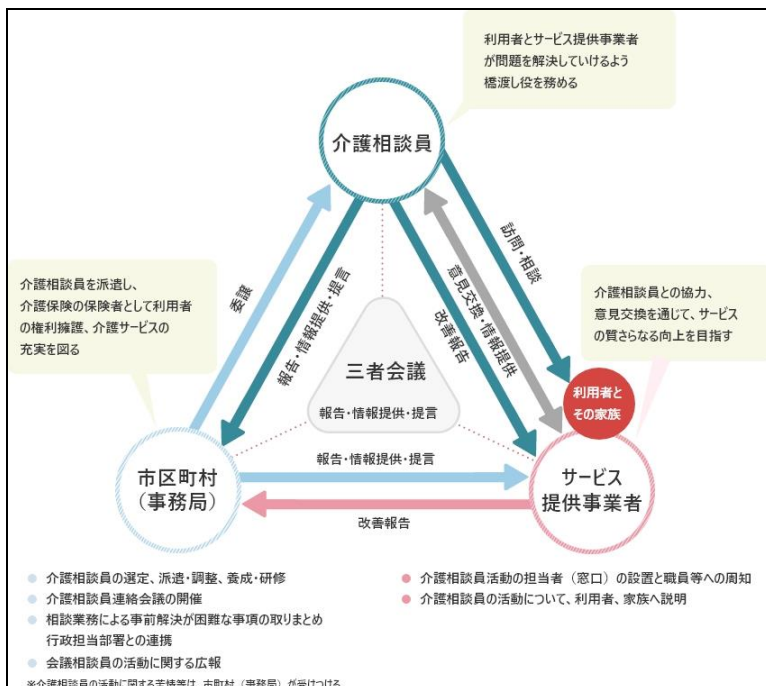
### ●介護サービス相談員派遣等事業

○平成12年度の介護保険制度施行を契機に、介護サービスの利用が、行政による「措置」から、利用者とサービス提供事業者との「契約」に移行しました。

○これを受けて、利用者の権利擁護とサービスの質的向上を目的に創設されたのが、介護サービス相談員派遣等事業です。

○事業実施市町村は、介護サービスの提供の場を訪ね、サービス利用者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う者（介護サービス相談員）の登録を行い、申出のあったサービス事業所等に派遣すること等により、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質的な向上を図ります。

事業の仕組み



※出典・参照サイト



厚生労働省内サイト  
介護サービス相談員、  
及び介護サービス相談員  
派遣等事業について



介護サービス相談・地域づくり連絡会

### ●市民後見人

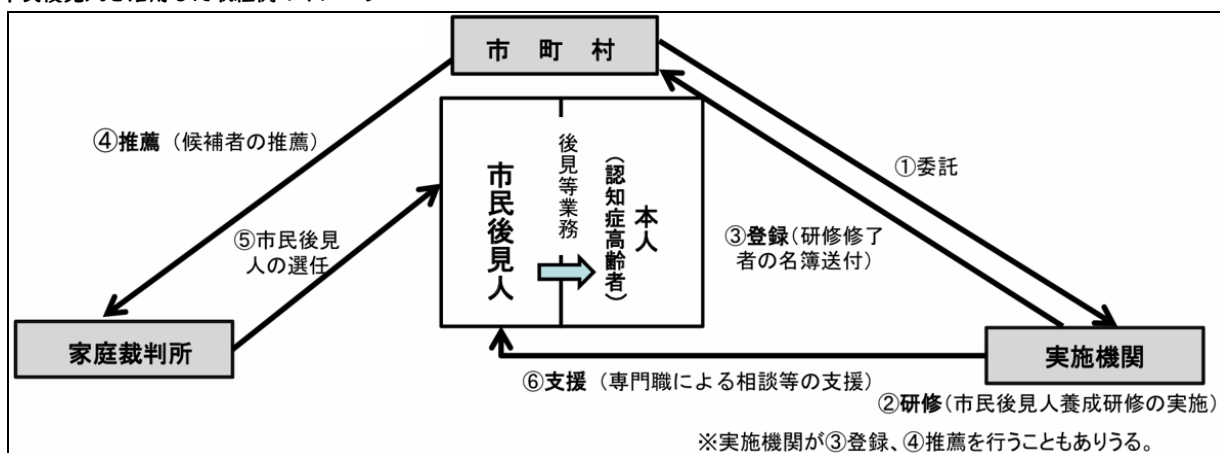
○市民後見人とは、弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等であり、市町村等の支援をうけて後見業務を適正に担います。

○主な業務は、ひとりで決めることに不安のある方の金銭管理、介護・福祉サービスの利用援助の支援などです。

○市町村等の研修を修了し、必要な知識・技術、社会規範、倫理性を身につけ、登録後、家庭裁判所からの選任を受けてから、成年後見人等としての活動が始まります。

○現在、約1/4の市町村が市民後見人の育成・活動支援に取り組んでいます。

市民後見人を活用した取組例のイメージ



※出典・参照サイト



厚生労働省内サイト  
市民後見関連情報



成年後見はやわかり（厚生労働省制作サイト）  
「市民後見人について」